

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格非該当処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人の子である〇〇（以下「〇〇さん」という。）を名宛人として平成29年8月15日付けで行った、重度心身障害者手当（以下「重度手当」という。）受給資格非該当処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張している。

第二頸椎の下から全身麻痺、腕以外は動かない状況で重度でないのは納得がいかない。実際に本人、診断書を見た上で受給しないとなっているのか。

また、首の第二頸髄から下が全て麻痺で動かない状況、歩くことも立ち上がることもできない、体の向きを変えられない、トイレもおしっこやウンチは自分ではできない状況、29年7月15

日に申請が受けられないまま、〇〇にも当てはまらずに、亡くなった。この状況で重度障害でない場合は何が重度障害者なのでしょうか。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年3月27日	諮問
平成30年5月22日	審議（第21回第2部会）
平成30年6月19日	審議（第22回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 条例は、心身に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする者に対し、重度手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的としており（条例1条）、重度手当の支給要件については、心身に条例別表（別紙1）に定める程度の重度の障害を有することが必要であるとされている（条例2条1項）。そして、重度手当の支給を受けようとする者は、処分庁に申請し、受給資格の認定を受けなければならないとされ（条例4条）、その認定手続は、条例別表に定める

程度の重度の障害の状態にあるか否かについて所長の判定を経てその結果が処分庁に報告され（条例5条1項、規則7条1項及び2項）、処分庁は、申請及び上記報告に基づいて条例2条に定める支給要件に該当しているか否かを調査することとされている（規則8条1項及び2項）。

そうすると、〇〇さんの障害の程度が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断は、本件申請書及び本件判定書の添付資料である本件診断書に記載された〇〇さんの状況により、検討して行うのが相当である。

なお、手当は、条例4条の規定による認定の申請をした日の属する月から手当を支給すべき事由の消滅した日の属する月まで支給するとされ（条例6条）、受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていないものがあるときは、その未支払の手当は、その者の父若しくは母又は父母がないか若しくは父母が介護しなかった場合においては、その者が介護していた者にその未支払の手当を支払うとされている（規則11条）。

- (2) 重度手当の具体的な取扱いを定めた東京都重度心身障害者手当取扱要領（昭和48年8月1日48民障福第425号民生局長決定。以下「本件要領」という。）第2・3・(1)によれば、重度手当の支給の対象となる重度心身障害者とは、「心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者をいう。」とされ、一般に重度心身障害者といわれている者（身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度相当者）とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された者とされている。

そして、本件要領第2・3・(2)によれば、「常時複雑な介護」とは、「日常生活上の諸動作（食事、排泄、移動、着脱衣、

その他身辺処理動作)の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護をいう。」とされ、「精神的緊張を伴う介護」とは、「障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護者が常に肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護をいう。」とされている。

また、条例別表三は、「重度の肢体不自由であつて、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有するもの」とされている。

本件要領第2・3・(5)によれば、条例別表三の対象者については、「両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難であり、その障害があるために、ほとんど寝たきりと同様の状態であつて、身辺処理に関し、全面的に介護者の介助を受けているもので、次のア及びイの状態にある者をいう。

ア 「両上肢及び両下肢の機能が失われ」とは、四肢のいずれにも、筋力、関節可動域、運動調整機能などに回復困難な重度の障害があり、その障害があるために、四肢本来の機能を果たすことができず、簡単な身辺処理の用にさえ供することができない状態である。

イ 「座っていることが困難」とは、体幹の筋力、平衡機能などに回復困難な重度の障害があり、物や人の介助がなければ座位を保っていることができない者をいう。

「回復困難な重度の障害」とは、四肢及び体幹の障害が継続し将来にわたって機能が回復することが困難な場合をいう。ただし、医学的治療、訓練や成長等に伴って障害が変化しても、将来にわたって、その障害が条例別表に定める程度の重度の障害であると医学的に判断できる場合を含む。

なお、身辺処理に関して、全面的に介護者の介助を受けている者であっても、次のような状態により、日常生活動作が

低下している者はこの手当の対象とはならない。

(ア) 認知症、老衰など、加齢のみによるもの

(イ) 自発性、気力が著しく低下しているもの

(ウ) 内臓疾患によるもの」

とされている。

(3) さらに、「東京都重度心身障害者手当における障害要件について（通知）」（平成11年3月18日付10福障在字第1238号東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「本件通知」という。）3によれば、条例別表三に関して要領が定める「両上肢及び両下肢の機能が失われ」に関する「重度の障害」とは、「次の(ア)から(オ)のいずれかの状態であるものをいう。

(ア) 四肢の筋力が徒手筋力テスト5点法（かっこ内略）で2以下であり、自らの意思と力では動かすことのできないもの

(イ) 四肢の自動的関節可動域が概ね10度以下であるもの

(ウ) 四肢の不随意運動や失調症などが重度で実用性を全く欠くもの

(エ) 両上肢を手関節以上、両下肢を大腿部の2分の1以上欠いているもの

(オ) 四肢の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの」とされ、「簡単な身辺処理の用に供する」とは、「次のような状態をいう。ただし、身体の障害ではなく、意識や精神の障害等により身辺処理ができない場合とは異なる、

(ア) スプーンなどを保持して食事動作ができる。

(イ) 寝返り、起き上がりができる。

(ウ) 上肢を使って移動できる。

(エ) 介助すれば立位、歩行ができる。」とされ、条例別表三に関して要領が定める「座っていることが困難」に関する「重度

の障害」とは、「次の(ア)及び(イ)のいずれもの状態であるものをいう。

(ア) 背もたれやシートベルトあるいは人的介助などがなければ、
体幹を直立位に保持できないもの

(イ) 座位はイス座、正座、横座り、長座及びあぐらなどいかな
る方法でも座位を保持できないもの」

とされている。

(4) なお、本件要領及び本件通知は、条例の解釈、運用の指針として一定の合理性を有するものと認められる。

2 これを本件について、以下検討する。

(1) 本件申請書において、〇〇さんの障害の状況は、条例別表三に該当する旨記載されているので、障害の程度が、同別表三に該当するものか否かについて、以下検討する。

本件診断書によれば、両上肢について、「両上肢とも機能が失われているものとは認められない」（別紙2・2・(1)）と、両下肢について、「両下肢とも機能が失われているものと認める」（別紙2・2・(2)）と、座位について、「坐っていることが困難であると認める」（別紙2・2・(3)）との診断がなされている。

そこで、まず、座位の状況についてみると、本件診断書の「肢体不自由についての所見」欄（別紙2・3）には、「体幹：座位不可能。ベッドギャッジアップすると呼吸困難となる。」と記載されていることから、「座っていることが困難である状態（本件要領第2・3・(5)・イ）にあると認められる。

また、両下肢の状況についてみると、本件診断書の上記所見欄には、「29年2月 胸髄へ転移。両下肢の完全麻痺発症。寝たきりとなる。」及び「下肢：MMT 1レベル。立位不可能。歩行不可能。」と記載されていることから、両下肢の機能は失

われている状態にあると認められる。

しかし、両上肢の状況についてみると、本件診断書の上記所見欄には、「食事 右手で自立。」、「右肩、三頭筋MMT 4～5。」及び「上肢：握力 17.6 / 9.0 kg。左手での把持は不可。しかし、右手でコップを把持して飲水は可能。」と記載されていることから、両上肢の機能については、右上肢は実用的動作が可能であると認められる。

以上のことからすると、〇〇さんの障害の状態が、「四肢のいずれにも、筋力、関節可動域、運動調整機能などに回復困難な重度の障害があり、その障害があるために、四肢本来の機能を果たすことができず、簡単な身辺処理の用にさえ供することができない状態」として「両上肢及び両下肢の機能が失われ」た状態（本件要領第2・3・(5)・ア）にあると認めることは困難である。そうすると、〇〇さんは、本件要領第2・3・(5)の ア及びイの状態にある者と認められない。

(2) したがって、〇〇さんの障害の状態は、条例別表三の「重度の肢体不自由であって、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有するもの」には該当しないと認められることから、重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり主張する。

しかし、上記1のとおり、重度手当の受給要件を満たすか否かの判断は、本件申請書及び本件判定書に反映された本件診断書の記載内容に基づいてなされるべきものであって、これらの記載内容からすれば、〇〇さんが重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であることは上記2のとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び2(略)